

人権特設相談所

日常生活や身の回りの人権問題について、人権擁護委員が相談を受けます。相談は無料で、秘密は厳守します。

●日時／2月17日(木) 13:00~16:00

●場所／清水会館 青年集会室

電話による人権相談窓口

みんなの人権 110 番 (さまざまな人権問題)

☎ 0570-003-110

女性の人権ホットライン(家庭内暴力など女性の人権問題)

☎ 0570-070-810

こどもの人権 110 番(いじめ・虐待など子どもの人権問題)

☎ 0120-007-110

考えてみませんか、私の人権、あなたの人権。

人権だより

有田川町教育委員会 社会教育課

電話 22-4513

ファクス 32-4827

ハンセン病から学んで

私たちの周りには、ジェンダーによる差別をはじめ、高齢者、障害のある人、ハンセン病回復者、外国人に対する差別など、さまざまな問題があります。さらに、インターネット上の人権侵害も大きな問題となっています。

子どもの頃に読んだ少女漫画に「らい病」のことを描画した1ページがあり、それが長い年月を経ても頭の片隅から離れずいました。

そんな折に、ハンセン病「らい菌」に感染することによって皮膚や末梢神経障害を引き起こす病気に、ついて学ぶ機会がありました。

ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を行えば後遺症を残すことなく治る病気であるにもかかわらず、「無らい具運動」という名のもとに、患者を療養所に送り込む強制隔離施策が行われました。保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒し、患者は人里離れた場所に送られていくという光景が、人々の心の中にハンセン病は恐ろしいというイメージを植

え付け、それが偏見や差別を助長していたのです。

「ハンセン病の向こう側」

令和3年8月発行 厚生労働省より

ハンセン病になった人たちは、「親や兄弟と一緒に暮らすことができないう」「自由にふるさとに帰ることができない」「実名を名乗ることができない」「一生療養所から出ることができない」「結婚しても子どもを持つことができない」「死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない」など、さまざまな権利が奪われ、家族や愛する人たちを失っていった過去がありました。

さらに「らい予防法」による国の誤った隔離政策が廃止され、20年以上経った現在でも、ハンセン病に対する偏見や差別が残っていると、多くの入所者や社会復帰者の方々が感じていたことを知りました。

この偏見や差別を解決していくためには、正しい知識と理解だけでなく、偏見差別を見抜く目と、差別を見て見ぬふりをしない強い気持ちと勇気を持つことが大切です。私たち一人一人が自らの意識を見つめ直さなければ解決しない問題だと言えるのではないのでしょうか。

人権とは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」です。「だれにとっても大切なものであり、日常の思いやりの心によって守られるもの」です。

人権機関有田川理事 小向千鶴

まちの相談パートナー

人権擁護委員

人権擁護委員は法務大臣の委嘱を受け、住民の人権を守るための相談業務や啓発活動を行っています。お気軽に相談ください。

●私のまちの人権擁護委員

上田敦子(角)

柏木敦子(庄)

新谷信子(粟生)

高垣かすみ(吉原)

田中伸幸(庄)

田又和彦(吉原)

畑中泰武(小川)

林ちさと(清水)

山戸敏裕(板尾)

和田啓次郎(天満)

(1月1日現在 50音順 敬称略)